1 2 2 --

内閣衆質一八〇第四一七号

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆議院議長 横 路 孝 弘殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出モロッコ及び米フロリダ州において発生した米軍垂直離着陸機オスプレイの墜

落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員赤嶺政賢君提出モロッコ及び米フロリダ州において発生した米軍垂直離着陸機オスプレイ

の墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

米軍においては、 航空機事故が発生した場合、 国防省指令等に基づき所要の調査が行われることとなっ

ていると承知しており、これまでに、米国政府からは、本年四月にモロッコで発生した垂直離着陸機MV

二二オスプレイ(以下「MV二三」という。) の事故 (以下「モロッコの事故」という。) については、

米海兵隊により、 事故の再発防止を目的とする安全調査及び事故原因等の解明を目的とする法務官による

同年六月に米国フロリダ州で発生した垂直離着陸機CV二二オスプレイ

調査の報告書が作成されており、

(以下「CV二二」という。) の事故 (以下「フロリダの事故」という。)については、 米空軍により、

事故の再発防止を目的とする安全調査及び訴訟、 懲罰、 管理行為等に関する証拠の収集・保存を目的とす

る事故調査の報告書が作成されているとの説明を受けている。

一について

モロッコの事故においては、当該機体 (以下「事故機」という。)は、同一の着陸帯で二回離着陸を行

報告書 っており、 。 以 下 第二回目の離陸において墜落に至ったものであるが、 「米側報告書」 という。 によれ ば、 第一 回目の離着陸の際に事故機を操縦 米海兵隊の法務官による調査 した機 の事故調査 長 は、

は、 時 の離陸の際に事故機を操縦した副操縦士は、 「着陸帯に最初に向かっている際に、 の方向の水陸両用車両及び十時方向のテントや人々に留意した。こうしたことから、 来た際と同じ方向で着陸帯を離れることであると判断した(仮訳)」とされており、 • 離陸前に、 着陸帯付近の多くの人やテント、車両に気付いた。 機長に対して第一回目と同じ要領で離陸するつも また、 ・最良の行動 第二回目

三及び四につい 陸後、 機は、 陸時、 りであることを知らせ、 って問題なく着陸帯を離れている。 七 口 離陸時、 高度約二十フィートで右方向への百八十度のホバリング旋回を開始し、 ッコ 機首を磁針方位三百三十度の方向に向けており、 の事故における第一回目 機首を磁針方位約三百二十度の方向に向け、二十五ノットの風を正面から受けており、 機長はこれに同意したとされている。 第二回目の離陸については、 の離陸については、 離陸後、 政府として承知している限りでは、 政府として承知している限りでは、 右方向に百八十度のホバリング旋回を行 高度約四十六フィートで当 事故機は、 事故 離 離

ナセル 0 られてい 機を操縦 置されている「オスプレイの安全性に係る分析評価チーム」(以下「分析評価チーム」という。) 目 移させ、 に傾斜させたこと、 る分析評価報告書」 ッコの事故について行った分析評価の結果を取りまとめた「モロッコにおけるMV-22墜落事故に関す 該旋回を終了した時点で十五から二十七ノットの追い風を受けており、 ったこと等が複合的に重なったことが主たる事故原因」であると結論付けているところである。 適切な処置を行わなかったこと、NATOPS飛行マニュアルに定められた制限を超えてナセルを前方 の離陸と第二回目の離陸の の前方への遷移を開始し、 離陸 る回避すべき相対風領域・・ していた副 から約十五秒後、 機長及び副操縦士が後方への操縦桿制御のマージンを適切に調整するよう操作しなか 操縦士が、 (以下「分析評価報告書」という。)においては、 「操縦の違い」については政府として詳細は承知していないが、 機首を磁針方位百三十二度の方向に向けた状態で墜落した。 風 三秒間でナセルを機体に対し八十七度の状態から七十一 の状況を適切に把握しないまま、 ・に入ったこと、 機首が下がった際に機体の姿勢を水平に保つため NATOPS飛行マニュアルで定め その後、 第二回目の離陸については、 離陸から十秒後の時点で 度の状態 また、 防衛省に設 がモロ 第 まで遷 事故 回

お尋ねについては、 政府として詳細は承知していないが、 分析評価報告書においては、 「経験が十分で

ない副操縦士の操縦に対して機長による追い風に関する適切な助言、 指示がなかった可能性があること・

ŧ 影響を及ぼした要因であると考えられる」としているところである。

六及び七について

お尋ねについては、 政府として詳細は承知していないが、米側報告書においては、 「NATOPS飛行

マニュアル内に、追い風の中での離陸から巡航への移行に関する参照事項をほとんど見つけられなかった。

NATOPS飛行マニュアルに、 何が許容可能で何が許容できないのかを明確に規定することを提

言する(仮訳)」とされている。

八について

政府として、 お尋ねの「総飛行時間」 及び「内訳」については承知していないが、 分析評価報告書にお

いては、 御指摘の副操縦士のMV二二の飛行時間から判断すると、 当該副操縦士は 「経験の浅い操縦士で

あると推察でき、それにも関わらずリスクを伴う操作を行ったことが事故要因の一つである可能性がある

と考えられる」としているところである。

九について

った分析評価 お尋ね については、 の結果を取りまとめた「フロリダにおけるCV-22墜落事故に関する分析評価報告書」に 政府として詳細は承知していないが、 分析評価チームがフロリダの事故について行

おいては、 「一番機の高度の変更(一番機は左旋回時三百六十六フィートから三百三十六フィートへ若干

降下した) が副操縦士の誤認識を助長した」などとされ、 また、 「機長は事故当時、 副操縦士と同じよう

な認識・・・をもっていた」としているところである。

十及び十一について

MV二二の編隊飛行時における機体同士の相対位置の基準については、 基本的にCV二二と同様である

旨米国政府から説明を受けている。 その他のお尋ねについては、 政府として承知していないが、 米国政府

からは、 フロリダの事故に関するものを含むCV二二の安全に係る全ての情報は米海兵隊と共有されてお

り、 米海兵隊においても、 同種の事故を防止するため適切に対応しているとの説明を受けている。

十二について

米海兵隊が実施したMV二二の配備に係る環境レビューにおいては、MV二二から生じる下降気流は公

共の安全にいかなる問題も生じさせないと評価されていると承知している。

十三について

MV二二とCV二二は同じ推進システムを有し、構造は基本的に共通していると承知しているが、CV

二二については、より脅威度の高い環境やより過酷な気象条件での低高度飛行を遂行するため、対地追従

レーダー、戦術通信システムなどの装備を有していると承知している。